

三、労農議會に關する件（達示を以て動員警備の任につくべく通告すること）

五、ニュース編輯に關する件

六、青年部懇談會開催の件（十一月三日之を開催するこ

と）

七、研究會開催に關する件（十一月中一回開催すること）

八、洋モス爭議應援に關する件

九、組織方針書作成に關する件（動議）

十、達示を出すへし（動議）

A、生活防衛に對する積極的闘争

B、農村窮乏打破に對する積極的闘争

C、青年闘争に關する希望闘争を本部に通知すること。

D、労農議會に關する件

E、青年部の組織を促進すること

F、ニュース・レボを送らしむること 以上。

第三回青年部會

日時 十一月十四日午後八時

場所 於黨本部

出席 固部、小林（勝）、田崎、富澤、川崎

一般報告 川崎

黨の外際的組織として有機的團體を持ち行動規範を決定して日常闘争の方針を定めて活潑なる展開をしてきた。既に、九月初旬濱口内閣が第五十九議會に「婦人公民権案」を上提出せんとの意志表示をしたに對して、該案の提出に對する款

議政策の正確を委託し、之れに對する態度を明らかにするために九月十三日聲明書を發表した。（聲明書一束參照）

右の態度を實踐化するために、社民、労農各黨に共同闘争を申込んだ。所で労農黨は婦人の組織がないことを理由にして拒否したので社民黨とのみの共同闘争委員會を持つことになり第一回会合を十月三十日夜開催し十一月廿二日夜『徹底輸送獲得』大演説會を東京本郷で開催した。これが闘争基準は公民権案には絶対反対を以て濱口内閣打倒闘争に結びつけ、婦人結社権婦人參政権を内容とするとのである

尙、九月末より悪戦苦闘を繰り返すある洋モス爭議に對しては黨婦人部は積極的活動を行ふ方針を執り無産婦人同盟本部を臨時に總戸に轉じ、毎日ストライキ講座を開き其他、演説會、街頭、基金募集等積極的に活動し、また十月十六日は爭議國家慰安會を、また十月下旬よりピクニックによる街頭の宣傳を數回開催する等、常に岩内、堺、畿本の諸氏が先頭に立つて戰つて來た。

論事

一、ニュース發行の件

十一月二十日迄に發行すること。

二、達示を發するへと。

十一月十五日に出す

三、黨全國大會提出議案に關する件

一、帝國主義戦爭反對の件

二、青年訓練所廢止に關する件

四、行動方針書作製の件

起草委員を擧げて草案を作製し次回部會に附議決定すること。

五、青年代表會議開催の件

十一月二十五日午後六時三十分

場所 於黨本部以上

七、婦人部報告

部長 細田綱吉
主任 浦瀬力松

黨婦人部は、舊日本大衆黨婦人部の外際的組織としての無產婦人同盟を、やはり合同完成後の我が全國大衆黨婦人

部員 角田藤三郎、猪俣謙、

委員 梶本貞代、堺真柄、岩内とみえ、松村香子

行動規範

一、婦人の結婚保護法（治本新蔵法第五條の施行）

二、十八歳以上、男女の年間賃金の標準、前賃金年期制度

三、男女教育機會の均等（¹）高等教育校令第一條の取扱及び女子の官の各種専門學校の設立（²）現在の高等學校及各種専門學校を女子に開放するへと）

四、婦人を無能者及び不本意法律の犠牲、

五、公私同居の原則、前賃金年期制度の禁止

六、男女同一待遇（同一賃銀の支給

七、婦人の生理的異常時に對する貢職員婦主貢職による三日間の公休權得

八、婦人の抗内勞働及び危險作業の禁止

九、母性保護法の施行（¹）児童健康相談所の増設、（²）無資托育所の設立（³）乳母施設の設置、⁴、授生子、庶子の養育扶助施設

十、兒童保健法の施行（¹）兒童健康相談所の増設、（²）無資托育所の設立（³）乳母施設の設置、⁴、授生子、庶子の養育扶助施設

十一、小學生対する公用品並に給食の開設負擔
十二、審議會制度の自走化（¹）外出回會の認可由田（²）令監理會